

環境の保全に関する協定の改定について（報告）

本市では、環境保全条例に基づき、市内の主要事業者と、環境の保全及び創造を推進するための協定を締結し、法令より厳しい対策や、法令とは別の観点から指導等を行ってきました。

その後、ますます複雑多様化する環境問題を踏まえ、平成22年3月に、「公害の防止に関する協定」の内容を大幅に見直し、新たに地球環境保全対策等を盛り込んだ「環境の保全に関する協定（二者）」を締結し、これまで運用してきました。（締結企業25社、参考資料1参照）

この環境の保全に関する協定のうち、具体的な取り組み等を定めた細目協定は締結期間を5年としており、令和2年3月に締結期限を迎えることから、細目協定を更新することとなりました。（基本協定は、現在の締結を継続。）

新たな細目協定は、現在の細目協定の内容を継続するとともに、微小粒子状物質の対策等を盛り込むことを予定しております。

1 細目協定等の一部改定

基本的に現在の細目協定の内容を継続しますが、環境基準を達成し、大気環境における濃度も低く、法規制で対応可能である「ダイオキシン類の対策」を削除するほか、環境基準達成のため「微小粒子状物質の対策」を追加し、市が事業者に対策を求めた場合には協議に応じる旨を定義するなど、現状を踏まえた見直しを行い、各企業と細目協定を締結する予定です。

その他、運用解釈等、所要の改定を行います。

2 スケジュール

令和元年	5～7月	環境保全協定庁内検討会WG	基本方針（案）検討
	7～9月	企業との協議	
	10月	環境保全協定庁内検討会	
	〃	基本方針策定	
	11月	環境審議会報告	
	12～3月	事業者協議	
令和2年	3月	改定環境の保全に関する細目協定	締結
	4月～	新細目協定により運用開始	

3 環境の保全に関する協定（三者）について

「環境の保全に関する協定（二者）」とは別に、千葉県と千葉市等6市が臨海部の主要事業者と締結している「環境の保全に関する協定（三者）」については、令和2年3月に細目協定締結期限を迎えることから、現在、見直しの検討（中央区の粉じん問題に対応するため、粉じん等の対策項目の変更）を事業者・千葉県・千葉市等とで行っています。

令和2年3月に改定した細目協定を事業者（本市域内7社）と締結する予定です。